

島根地方最低賃金審議会 第440回会議 議事録

【公 開】

- 1 日 時 令和7年3月14日（金） 午後4時00分～午後4時51分
- 2 場 所 松江地方合同庁舎 共用4会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席5名 定数5名
労働者代表委員 出席4名 定数5名
使用者代表委員 出席4名 定数5名
- 4 主要議題 ○ 特定最低賃金改正の申出の意向表明について
○ 特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数について

【室 長】 皆様お疲れ様です。開会前に一言申し上げます。
皆様ご承知のとおり、松浦俊彦委員が去る3月1日未明にご逝去されました。謹んでお悔やみ申し上げます。
それではお願いします。

【会 長】 ただ今から、島根地方最低賃金審議会第440回会議を開会します。
はじめに、事務局は本日の配付資料の確認をして下さい。

【指導官】 本日、各委員の皆様にお配りしております資料等につきまして、ご確認をお願いします。

本日は、会議次第が1枚、会議資料としまして赤インデックスのナンバー1からナンバー3を綴じたものをお配りしています。

資料ナンバー1が表紙を除いて6枚物で、6件の特定最低賃金の「改正の申出について」とあります意向表明文書の写し。

資料ナンバー2が、片面印刷1枚で、「令和7年度における特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数」。

資料ナンバー3が2枚物で、「最低賃金行政および雇用安定・労働基準行政に関する要請書」の写し。以上が本日の資料となります。

（資料確認）

【会 長】 続いて、事務局から定足数について説明して下さい。

【指導官】 それでは、本日の委員の出席状況について事務局から報告します。
本日は、労働者側島田委員及び使用者側松浦委員が欠席となっておりますが、最低賃金審議会令で定める定足数を満たしており、本日の会議は、有効に成立しますことを報告します。

【会 長】 本日の会議及び議事録については、島根地方最低賃金審議会運営規程第6条及び第7条第2項を適用して公開とします。
事務局から公開の状況について説明して下さい。

【指導官】 本日の会議は、島根地方最低賃金審議会運営規程により公開手続きをとりましたが、傍聴希望はありませんでしたので報告いたします。

【会 長】 それでは本日は令和6年度最後の審議会となりますが、室長より本審議会の趣旨を説明願います。

【室 長】 説明させていただきます。
本日の会議は、まず島根県において設定しております特定最低賃金の各産業についての意向表明が行われたということについての報告がございまして、同じく特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数の説明、そのほか連合島根様から労働局長への要請の報告等をさせていただきたいと思っております。

【会 長】 それでは、会議次第2、岩見労働局長から開会に際し、ご挨拶があります。よろしくお願いします。

【局 長】 労働基準局長の岩見でございます。
本日は年度末のご多用のところ、本審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては平素から労働行政の運営につきまして格別のご広大を賜っております。厚くお礼申し上げます。
島根県最低賃金及び特定最低賃金の改定を無事終えることができましたこと、これにつきましてもこの場を借りて改めまして感謝申し上げる次第でございます。
冒頭にも室長から話しがございましたが、松浦俊彦委員におかれましては、突然のこととございまして、本当に言葉が見つからないというところでございます。ご生前のご功績を偲び、謹んで哀悼の意を表したいというふうに思

っております。

さて、今年度の島根県最低賃金は、ご案内のとおり 1 時間 9 6 2 円ということになりまして、引上げ額 5 8 円と過去最大の上げ幅となっております。

また、特定最低賃金につきましては、5 業種すべてについて全会一致による答申をいただきまして、1 1 月から 1 2 月にかけて順次発効となった次第でございます。

物価高騰ですとか、広島や大阪などの都市部との賃金の格差なども意識された慎重なご審議を行っていただきまして、委員の皆様型には大変なご苦勞をお掛けしたところだというふうに思っております。改めて厚く感謝申し上げます。

さて、引き続き、私共事務局といたしましても、引き続き委員の皆様に円滑なご審議をしていただけますように各種データ等の準備等を進めてまいりたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、これをもちまして私のご挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願い申し上げます。

【会 長】 それでは続きまして、会議次第 3、特定最低賃金改正の申出の意向表明について、事務局から説明して下さい。

【室 長】 それでは説明いたします。

島根県特定最低賃金改正の申出の意向表明でございます。

特定最低賃金は、最低賃金法第 1 5 条第 1 項において、「労働者又は使用者を代表する者は、労働局長に対し、最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる」と規定されております。改正の申出があった場合、事務局では最低賃金基礎調査を行う必要がありますので、例年 3 月に申出の意向について文書で表明していただいております。

今回、資料ナンバー 1 をご覧いただければと思います。本年 3 月 4 日に連合島根様から島根労働局長に対して、「島根県製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業最低賃金」外 5 件の島根県特定最低賃金改正の申出の意向表明がございましたので、審議会にご報告します。こちらの 6 件につきましては、今後、所要の手続きを進めてまいります。

改正の申出については、申出書の審査時間を十分に確保して、その後の審議会と専門部会を円滑に推進していくために例年のスケジュールに倣って 7 月 2 5 日金曜日を目途といたしまして提出をお願いしたいと思っております。意向を表明されました関係労働者代表の皆様には申出の要件に従っていた

だき、所要の準備をよろしく申し上げます。申出の際は改めて審議会にお諮りします。

なお、今回の表明において、適用除外業務の一部変更等の設定様式変更も表明されておられます。このことにつきまして、一旦事務局で検討させてもらいまして、その後に、改めて労働者側委員あてに連絡を差し上げたいと思っております。

申出の要件となります適用労働者数については後ほど説明がございます。以上、局長に提出されました意向表明について説明させていただきました。

次に、申出の意向確認は、審議会場で審議会として労使の各委員に対して行うものとされていますので、労使委員の皆様から新設及び廃止の申出の意向があるかどうか、ご確認をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

【会 長】 ただ今の説明について、ご質問等はございますでしょうか。

【景山委員】 今ほど説明がございましたけれども、設定様式の中の適用除外業務について、もう少し詳しくご説明をしたいと思います。

例えばということで、製鋼・圧延業のところを見ていただきたいと思います。

ここで3ポツの中に、適用を受ける労働者という項目がございます、このカッコ3に「イ」から「二」の仕事が書いてございます。この内容について、5ポツその他のところで述べておりますように、これらのうち「ロ」と「ハ」について、これを削除をしたいということを今回申し出ております。

同じように、他業種における「はん用」、「電子部品」、「自動車・附属部品」の製造業種について同じ申し出をしているということをご承知いただきたいというふうに思っております。

その意味はここに記載がありますけれども、これまでの審議会、数年にわたって各部会の方でこのような議論が労・使間でされたという認識がございますので、それに沿って今回そう言った申し出をさせていただいているということで、あと取扱いの方は先ほどありましたように、この後、また事務局の指導に従ってやっていただければと思いますのでよろしくお願いします。

それから、新設等についてですが、労働者側としては新設の考えはございません。

そして、この数年というか十年来、「百貨店、総合スーパーマーケット」になりましたけれども、これの審議がなかなか思うように進まないということで、改正申し出はするけれども、社内の協定額が張り付いてしまって、こ

れ以上の審議ができないということが続いております。ですので、いたずらにと言いますか、このような状態が続くことが懸念をされる中で、この業種をこのまま審議をする一つの業種としてとらえて良いものかということが少し疑問に思っているところでございます。

今後、審議をするのであれば、この「百貨店」ということに関わらず、「小売業」の新設などを労働者側としては考えていきたいと思っておりますし、これは今すぐではなく、1年を掛けて議論をし、必要があればそういった形でまた審議をしていただくということになろうかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【会 長】 この件について、何かございますでしょうか。

【森脇委員】 まず、先ほどの除外する業務につきましては、今年度、前回から同じように使用者側からの申し出させていただいておりますので異議は全くございません。そのとおりにしていただきたいと思っております。

それから、「百貨店」の方の話なのですが、「百貨店」島根県は0件なので、「百貨店, 総合スーパー」の名称は残すということで前回合意させてはいただいているのですけれども、実際に「総合スーパー」といっても県外資本なんですよ。大手の「総合スーパー」であって、是非は別にしまして、実態は大手の県外のかつ上場会社ということになりますと、いわゆる島根県版の中小企業としての「百貨店, 総合スーパー」という意味合いは非常に薄くなってきたのではないかというふうに考えております。業態とかはなかなか島根県内では適用できる「総合スーパー」はございませんので、数が限られていまして、非常に今理由を出すときにも苦慮するという状況にありますので、その辺も踏まえてご検討いただきたいというふうに思っています。

それから、実際にさっきの塩漬けの話が出ましたが、塩漬けになるようだったらやはり廃止の方向を検討していただきたいというふうに考えています。以上です。

【会 長】 今のことに関して何かございますでしょうか。

(「ありません。」)

【会 長】 事務局から何かございますでしょうか。

【室 長】 ございません。

【会 長】 それでは、次の議題に移りたいと思います。

会議次第４、特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数について事務局から説明して下さい。

【指導官】 令和７年度における特定最低賃金の「適用使用者数」及び「適用労働者数」についてご説明いたします。

赤いインデックスの資料ナンバー２をご覧ください。こちらの表は、島根県において特定最低賃金、産業別最低賃金が設定されている６業種の「適用使用者数」と「適用労働者数」の令和７年度の数値となります。表の中のカッコ書きの数値につきましては、昨年度の数値となります。

それでは、県内の特定最低賃金が設定される６業種の「適用使用者数」と「適用労働者数」の算出方法についてご説明いたします。

まずはこちらの６業種のうち、「百貨店、総合スーパー」を除く５業種について説明させていただきます。

この５業種の「適用使用者数」及び「適用労働者数」の算出にあたっては、「令和３年経済センサス」を経済産業省の方で整備した令和３年次フレームを基礎資料とした上で、当局におきまして、それ以降の倒産情報のデータから、廃止した事業場の数と労働者の数を除き、さらに最低賃金基礎調査の結果から産業分類の変更が認められた事業場の業種変更や廃止事業場の減数処理を行うなどして見直しを行い、集計しております。

労働者数については、最低賃金基礎調査の結果を分析し、年齢、業務などによる適用除外となる者の割合から、適用除外労働者の推計値を求めまして、推計値を最終的に差し引いたものを適用労働者数としております。

次に「百貨店、総合スーパー」についてですが、適用使用者数につきましては、県内の対象事業場は限られてもいますので、当局独自の調査による名簿を基に今年度実施した最低賃金基礎調査結果や、当局における事業場台帳記録等の数値や情報から算出し、労働者については先の５業種と同じく適用除外の対象となる年齢・業務等の対象者の推計値を除いて算出しております。

令和７年度特定最賃の「適用使用者数」の産業計をみますと、前年度４９６事業所に対しまして、今年度、令和７年度の数値は４３８事業所で５８事業所の減少となります。

「適用労働者数」では、前年度２０，７８１人に対しまして、今年度は２０，３７４人で４０７人の減少となります。

この減少した要因につきましては、新車の「使用労働者数」が２５０件から２００件に減少したことが主な要因となっておりますが、これについては、

それ以前の令和3年度は206件、令和4年度が204件、令和5年度が204件となっていて、前年度の調査及び令和3年次フレームの変更がありまして、これによって一時的に50件程度増加したものが、今年度の調査によって、廃止、産業分類の変更、新規にともなう増・減等をまとめた結果、おおよそ元の件数に戻ったというふうな形となっています。

また、はん用機械については、事業廃止と産業分類の変更によりまして減少となっています。

以上が説明となりますが、この「適用労働者数」は、令和7年度特定最低賃金の申出に当たっての数量的要件を判断する際の基準となりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

なお、今後、「適用使用者数」及び「適用労働者数」が事業所の廃止などにより大幅に変動することとなった場合は、改めてご報告する予定としております。以上です。

【会 長】 ただ今の説明について、ご質問等ございますか。

(「ありません。」)

【会 長】 ご異議がなければ、特定最低賃金の申出に係る要件として、「適用使用者数」及び「適用労働者数」の報告のとおり確認したということですのでよろしいでしょうか。

(「良いです。」)

【会 長】 それでは、報告のとおりとします。

【会 長】 それでは、会議次第5、その他です。
最初に事務局から話があるようですのでよろしくお願いします。

【室 長】 それでは、事務局から4点お話がございます。
まず、1点目です。審議会の公開・非公開についてでございます。
最低賃金に関する社会的関心の変化でありますとか、情報公開の流れの中で、中央最低賃金審議会の方では全面公開という形で行っているところでございます。かつ、他局においても全面公開の流れになってきているという現状がございます。

島根におきましては、現在、採決を除いて原則公開という形でやっております。

ますけれども、全面的な公開の是非につきましてご審議をお願いしたいと思います。

【会 長】 ただいま審議の採決も含めた全面的な公開についての提案が事務局からありましたが委員の皆様いかがでしょうか。意見等があればよろしく願います。

【森脇委員】 これまでと同じ方法で私は結構だと思っております。採決に関してはそれぞれの意思決定を各委員が出す訳でありまして、そうするとそれに伴ってその委員の意思の表明が出てくると、個人情報まで行くかどうか分からないんですけれども、要はその人物の特定等が行われる可能性があるということで、その委員の個人情報が外に出ていくということはまずいというふうに考えています。以上です。

【会 長】 その他ございませんでしょうか。

【景山委員】 労働者側としましても使用者側がおっしゃるようにこれまでと同じようにと思っております。公開を求められることについてはその意義がよく分かっていますけれども、できる限り公開には協力をしたいというふうには思いますけれども、個人名或いは会社名、こういったものが取扱われる部分については部会長判断も含めて公開を一時的にやめるということの配慮があるべきだというふうに思っております。

【会 長】 はい。その他ございませんでしょうか。

(「ありません。」)

【会 長】 その他に意見がないようであれば、労働者側、使用者側の方からこれまでどおりの採決を除き原則公開というふうに形で、その理由としては、個人名、会社名、団体名などの個人情報がさらされることの危険性があるということで、この審議会ではこれまでとおりという形の意見が占めておりますので、全国的には全面公開が進んでいますけれども、まだ時は熟していないということで、来年度は本年度と同様に採決を除き全面公開というふうな形でこれまでどおりとさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「構いません。」)

【会 長】 それでは、そのような形でさせていただきたいと思います。

【会 長】 それでは、事務局から２点目についてお願いします。

【室 長】 つづきまして２点目でございます。

審議会委員による事業場視察の実施についてでございます。

これまでご出席いただいた委員の皆様からは、使用者側、労働者側双方からの貴重な意見を聞く機会となり有意義なものであるとの意見をいただいております。

令和７年度におきましても、今年度と同様に実地に赴きまして事業場視察を実施することとしたいと思っておりますがいかがでしょうか。ご意見をお願いします。

【会 長】 それでは、事業場視察ですが、事務局からはこれまでどおり視察先に赴いて実施したいということですが、ご意見はありますか。

（「ないです。」）

【会 長】ということは、これまでどおりということで、来年度も事業場視察を実施するということをお願いしたいと思います。

【室 長】 例年ですと７月の第１回目の本審議会の日に行っておりましたので、令和７年度も７月予定の「諮問」の審議会後に実施することとし、視察先は４月以降に調整してお知らせしたいと思います。

【室 長】 はい。では、事業場視察については７月の本審開催後に行うこととして、実施内容は事務局に４月以降調整していただくというふうな形にしたいと思います。

【会 長】 それでは事務局から３点目をお願いいたします。

【室 長】 ３点目は本日の配付資料ナンバー３についてでございます。

先般、連合島根様から最低賃金行政及び雇用安定・労働基準行政に関する要請行動がございました。この中の最低賃金行政部分について状況をご報告します。

3月4日に連合島根様の成相会長様をはじめ8名の方が島根労働局におみえになり、労働局長に対して要請がなされました。要請の内容については、お手元の資料ナンバー3のとおりでございます。

本要請書の2ページ目をご覧くださいますと、記の1のとおり「最低賃金制度について」の要請・要望もいただいております。

最低賃金近傍で働いている方の多くは非正規労働者であるということ。そして、労働者の約4割を占める非正規労働者の労働条件改善は急務であって、最低賃金制度がもたらす影響は益々大きくなっているとのことです。

島根労働局といたしましても、特定最低賃金を含め、最低賃金審議会が円滑に実施できるよう努めること。そして、労働者のセーフティーネットとして十分に機能するよう周知広報、監督指導を図っていく旨回答しております。

以上、簡単ですけれども、3点目としまして連合島根様からの要請行動についてご報告させていただきました。

【会 長】 ただいま要請行動についての報告がありましたが、この件について何かご意見はありますでしょうか。

(「ありません。」)

【会 長】 それでは事務局から4点目をお願いします。

【室 長】 つづきまして、4点目といたしましては、島根県最低賃金の答申文の「附帯決議」についてでございます。「附帯決議」につきましてはその後本省に報告しております。現時点でお示しできるものがございません。時期をとらえまして、来年度の本審において回答の方をしたいと考えております。

【会 長】 ただ今、「附帯決議」の報告がありましたが、この件につきましてご意見等ございますでしょうか。

【森脇委員】 前回の時にも「附帯決議」ということで決議をしていただいた訳でして、毎年「附帯決議」を付けている形になっております。これについて、本省の方の明確な回答というものはなかなかなくて、回答としても十分に検討するというくらいの回答しかなくて、具体的な回答がないので、これ致し方ないところもございますが、是非この「附帯決議」というのはそれぞれの、当県

ばかりではなくて、各地方のそれぞれの実情とか意見を出している訳ですから、それらを良くくみ取っていただきたいということを、これまた本省の方に十分伝えていただきたいというふうに考えております。以上です。

【会 長】 その他ありますでしょうか、事務局からありますでしょうか。

【部 長】 労働基準部長の松井でございます。

「附帯決議」の方につきましては、室長から説明をしましており本省へは本省の方には報告をしているところでございますが、まさにご指摘のとおり回答というところで、来年度の本審の方で回答できるように本省と協議してまいりたいと、このように考えておりますので是非よろしく申し上げます。

【局 長】 本省への報告にあたりましては、「附帯決議」があるものをそのまま機械的に出したとは私は思っておりません。まさに島根の最賃審でいろいろ皆様方からそれに対するリアクションですね。本省見解、国としての見解、リアクションを強く求められているということは常々出しておりますが、しかし、私はお叱りを頂戴しておきます。

【会 長】 その他に何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい。」)

【会 長】 その他、事務局の方から何かありますか。

【室 長】 それでは事務局からでございます。次回の審議会につきましては、令和7年度の島根県最低賃金について、局長が必要と認めた場合に改正諮問を行うこととなりますので、その時にまた開催させていただく予定です。

時期につきましては、ここ3年間は7月前半にということになっていますが、だいたい例年と同じような時期として7月上旬になろうかと思えます。4月に入りましてからまた日程調整をさせていただき、連絡いたしますのでよろしくお願いします。

【会 長】 それでは、次回の審議会につきましては事務局で日程調整をお願いいたします。

【会 長】 次回、第441回本審については、局長から改正諮問を行うときに開催す

る予定といたします。

本審議会については、例年どおり会議及び議事録は公開とします。

それでは、今年度最後の審議会となりましたが、皆様のご協力のおかげで無事に終了することができました。本当にありがとうございました。

来年度におきましても、公労使、信頼関係のもと、真摯な議論を行っていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上を持ちまして閉会します。お疲れ様でした。ありがとうございました。